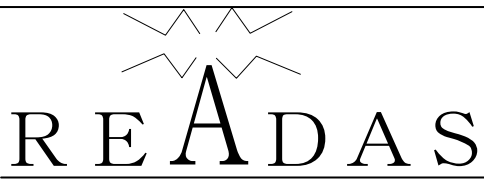


第 5936 号	 <b>READAS</b> リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2018年)平成30年 4月13日 金曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
 大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## 海外渡航費

**Q**：海外視察旅行に参加しようと思っています。観光もありますが、どのように取り扱われますか？

**A**：次のように取り扱われます。

### 【解説】

業務と観光を併せて行う視察旅行に参加する場合は、その旅行費用を「旅費」と「給与」に振り分けをしなければなりません。

振り分けは、次の損金算入割合に応じて、以下のように取り扱われることとなっています。

損金等算入割合 =  $A / (A + \text{観光を行った日数})$

A：視察等業務に従事した日数

(注) 損金等算入割合は10%未満の端数を四捨五入します。

- ① 損金等算入割合が90%以上の場合  
 損金等算入割合が90%以上の場合は、その旅行に通常要する費用の額の全額を旅費として処理することができます。
- ② 損金等算入割合が20%以上80%以下の場合  
 損金等算入割合が20%以上80%以下となる場合は、その旅行に通常要する費用の額に損金等算入割合を乗じて求めた金額を旅費とし、それ以外の金額はその役員または使用人に対する給与として処理をします。
- ③ 損金等算入割合が10%以下の場合  
 損金等算入割合が10%以下となる場合は、その旅費の全額が旅行者たる役員又は使用人に対する給与となります。

